

改 正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">Ⅲ 管制方式基準</p> <p style="text-align: center;">(Ⅴ) 特別管制方式</p> <p style="text-align: center;">3 データリンクによる管制承認</p> <p><b>【適用】</b>                      (1) 東京国際空港、成田国際空港において出発機からデータリンクによる管制承認（Departure Clearance by data link-DCL）の要求を受けた場合は、データリンクにより管制承認を発出することができるものとする。</p> <p><b>【DCLの発出】</b>                      (2) a 出発機からDCLの要求を受けた場合の管制承認の発出は、原則としてデータリンクにより行うものとする。ただし、必要に応じて音声通信により管制承認を発出することができるものとする。                      b 飛行場管制所は、出発機と音声通信により高度、経路等に係る調整を行った場合であっても、データリンクにより管制承認を伝達することができるものとする。                      c 飛行場管制所は、出発機に対し、データリンクと音声通信との組み合わせにより管制承認を伝達してはならない。ただし、(3)により復唱を確認した後に管制承認の一部を音声通信により変更する場合はこの限りでない。</p> <p><b>【復唱の確認】</b>                      (3) 発出したDCLが正しく受領されているかの確認は、パイロットからの復唱にかえて、出発機からデータリンクにより送信される復唱メッセージの受信により行うものとする。</p> <p><b>【DCLの変更・取消し】</b>                      (4) DCLの変更又は取消しは、原則として音声通信により行うものとする。</p>	<p>(新規)</p>	<p>データリンクによる管制承認の正式運用開始に伴い制定</p>